

遠江病院訪問介護事業所 及び 遠江病院指定介護予防訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団大法会（以下「事業者」という。）が開設する遠江病院訪問介護事業所及び遠江病院指定介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態若しくは事業対象にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めるものとする。
- 2 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 遠江病院訪問介護事業所
遠江病院指定介護予防訪問介護事業所
- (2) 所在地 浜松市浜名区中瀬3832-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者及び訪問介護員兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名（管理者及び訪問介護員兼務）
サービス提供責任者は、指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する指導及び訪問介護計画または介護予防サービス訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護員等は身体介護や生活援助等サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
原則として月曜日から金曜日までとするが土曜日・日曜日でも利用者の要望があれば対応する。ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間
原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし利用者の要望があれば早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）でも対応する。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの内容)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護 (食事介助、排泄介助、入浴介助、着替介助 等)
- (2) 生活支援 (掃除、洗濯、食事の支度、買い物 等)

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は指定訪問介護に係る費用基準額から当該指定訪問事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。

2 指定介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防訪問サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防訪問サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) キャンセル料

利用者の都合により当日の指定訪問介護をキャンセルした場合 1回 1,000円

4 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり50円

5 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市(旧西区を除く)、磐田市、袋井市、森町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なうものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(災害等発生時の対応)

第12条 事業者は、災害時には事業所職員の命と安全を第一に守り、担当している利用者の安否確認、安全確保に尽力し、早期の事業の復旧、継続に努めるものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

2 訪問介護員等であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、高齢者虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、事業の提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後6カ月以内

(2)継続研修 年2回以上

2 事業所は、従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを完結した日から2年間保管する。また、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から5年間保管する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月5日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。